令和８年度 障害者サービス担当職員向け講座

障害者サービス概論～障害者サービスと読書バリアフリー法～

国立国会図書館利用者サービス部サービス運営課総合案内係
関西館図書館協力課障害者図書館協力係
杉田正幸

１．　障害の定義の変化

（１）世界保健機関（WHO）が 1980 年に発表した「国際障害分類」（ICIDH）：医学モデル（障害ごとに考える）
（２）社会モデル（社会で生きていくのに何が困るのか）
（３）2001 年の「国際生活機能分類」：環境因子（社会のいろいろなシステムが障害者も使えるようになっているのか）

２．　日本図書館協会障害者サービス委員会の取り組み（ガイドライン等）

https://www.jla.or.jp/committees/shousa/

（１）地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針（2023 年 4 月 1 日）
（２）図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート　公共図書館編(2023 年 4 月 1 日)
（３）図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン(2019 年 11 月 1 日一部改定)
（４）図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン(2016 年 3 月)
（５）図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言(2015 年 12 月)
（６）録音（DAISY）資料製作に関する全国基準(2011 年 12 月 6 日)
（７）公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン　－　図書館と対面朗読者､点訳･音訳等の資料製作者との関係(2005 年 4 月 4 日)

３．　障害者サービスに関係するガイドライン・指針

（１）図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm

第二 公立図書館　＞ 一 市町村立図書館　＞ 1 管理運営　＞（六）施設・設備
2　市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努める・・・。

第二 公立図書館 ＞ 一 市町村立図書館＞ 3 図書館サービス ＞（四）利用者に対応したサービス

ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（２）図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン（2017 年 3 月発行）
https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/20170301_guideline/

（３）IFLA ディスレクシアの人のための図書館サービスのガイドライン 改訂・増補版（2015 年 3 月、日本語訳は 2020 年 9 月に IFLA サイトで公開）：2016 年 8 月の附属書で調布市立図書館・川越市立図書館の事例を紹介。
https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/lsn/publications/guidelines-for-library-services-to-persons-with-dyslexia_2014-ja.pdf
https://www.ifla.org/node/9667

（４）『読みやすい図書のための IFLA 指針 IFLA 専門報告書第 120 号 改訂版』 日本図書館協会 2012 年 6 月発行

（５）『聴覚障害者に対する図書館サービスのための IFLA 指針 第 2 版』日本図書館協会 2003 年 3 月発行

４． 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（１）「障害者の権利に関する条約」批准までの国内法の整備と差別解消法の目的

① 障害者の権利に関する条約 2006 年 12 月国連採択

② 著作権法第 37 条第 3 項 2009 年 6 月改正
この法改正で視覚障害者等用資料を公共図書館が著作者の許諾なく制作できるようになった、発達障害者等への対象者の拡張、資料の譲渡が認められた

③ 障害者基本法 2011 年 8 月改正
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html

④ 障害者総合支援法 2012 年 6 月公布
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sougoushien/index.html

⑤ 障害者差別解消法 2013 年 6 月制定

⑥ 障害者の権利に関する条約 2014 年 1 月批准
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

⑦ 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン 2016 年 3 月
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/sabekai_guideline/

⑧ 障害者差別解消法 2016 年 4 月施行
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

（２）その後の動き

① 盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（略称：視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約） 2018 年 10 月寄託、2019 年 1 月より効力発生

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001279.html
国立国会図書館「マラケシュ条約に基づく国際サービス」
https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/marrakesh_lib

② 著作権法改正　2019 年 1 月施行
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
適用対象となる障害種の肢体不自由者までの拡張、製作したデータの電子メール送信、製作主体のボランティア団体への拡張

③ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）　2019 年 6 月施行
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421470.htm

④ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画　2020 年 7 月策定　2025 年 3 月に第二期策定
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html

⑤ 障害者差別解消法　2021 年 5 月改正
改正法は、2021 年 6 月 4 日公布、2024 年 4 月 1 日から施行
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

⑥ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）　2022 年 5 月公布・施行
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html

⑦ 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）　2025 年 6 月公布・施行
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.html

（３）2016 年 4 月　国や地方公共団体に合理的配慮の提供を義務化、民間には努力義務化（2024 年 4 月から民間も義務化）

（４）障害者差別解消法のポイント
① 「不当な差別的取扱いの禁止」→民間事業者を含むすべてに求めている
② 社会的障壁を除去するための「合理的配慮の提供」（義務）
③ 「基礎的環境整備」（努力義務）

５．　障害者サービスの定義と目的

定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」
目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」
障害者サービスは図書館のすべてのサービスの基礎
障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある

６．　図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン（詳細はガイドライン参照）

1　基本事項
2　障害を理由とする差別と図書館に求められる対応
3　不当な差別的取扱いの禁止
4　合理的配慮

５　基礎的環境整備
６　ガイドライン実施のために必要なこと
　　用語解説、参考資料

７．　不当な差別的取扱いの禁止

（１）不当な差別的取扱いの禁止とは？
① 障害を理由にサービスの提供を拒否すること
② 障害者でない者に対しては付さない条件を付けること

（２）図書館における不当な差別的取扱いの例
① 障害を理由に入館を拒否する、障害者でない者には付さない物理的・時間的・人的・その他の制限を設ける（エレベーターがないことを理由に入館を拒む。支援者の同行を求める。身体障害者補助犬の来館を拒む等）
② 図書館サービスや設備の利用を拒否するまたは何らかの制限を設ける（障害者サービス用資料を所蔵していないことを理由に利用を拒む。通訳者や家族の同行を求める）。
③ 各種催しの参加を拒否するまたは何らかの制限を設ける（特定の障害者の参加を断る、手話通訳者の手配ができないことを理由に参加を断る等）

（３）図書館における不当な差別的取扱いにあたらないものの例
① 利用者と利用できる資料やサービスを検討するために個々の障害の状況を確認する。
② 手話通訳者等の派遣手続きのため、講演会の申し込み締切を一般よりも前にする。
③ 個々の配慮にそれなりの時間と人数を要する利用者に対し、事前に来館日時の連絡を求める。または事前に調整を行う。

８．　合理的配慮

（１）合理的配慮とは
① 個々の依頼を受けて、図書館の利用を保障する活動・支援・工夫・ルールの変更
② 個々に合理的配慮ができるかどうか、またはその代替え方法を検討・判断する
　→利用者と図書館の状況により判断
③ 過度な負担でないこと
④ 同じ合理的配慮が長期的にある・回数がある→基礎的環境整備として整える
⑤ 職員が個人で考えるのではなく、図書館として組織で対応する

（２）過度な負担の考え方
① やらない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考える
② 同じ負担が度重なると過度な負担になる→職員個人の責任にしない

（３）図書館における合理的配慮の例
① 来館、移動支援（近くの駅・バス停からの送迎、館内の移動補助、車いすの介助等）
② 物理的環境への配慮（段差・階段で車いすを持ち上げる、高い書棚にある資料を取って渡す、通路の障害物を取り除く、施設設備の簡易な改修等）
③ 意思疎通の配慮（手話、点字、音声・拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等）

④ 館内設備の使用補助（館内利用端末、視聴ブース、コピー機等）
⑤ ルールの変更（貸出期間の延長、貸出点数の緩和、利用登録方法の拡大、戸籍名以外の公に用いている氏名の使用等）
⑥ サービスそのものの利用支援（登録申込書の代筆、内容や目次等簡易な読み上げ、代行検索、自宅に出向いての貸出等）
⑦ 催しへの配慮（多様な申し込み方法、座席の事前確保、配布資料の拡大・音訳・点訳・データでの提供、手話通訳手配、筆記通訳手配等）
⑧ 資料へのアクセスについての配慮（障害者サービス用資料の購入、支援機器の購入等）

９．　基礎的環境整備

（１）基礎的環境整備とは？
① 障害者を含む利用者が利用できるようにサービス・システムを構築する
② 施設設備だけではない→サービスや資料が重要
③ 現状ですぐにでもできることから始めて、計画的に整備を進めていく
④ 障害者と協力して内容を修正していく

（２）図書館における基礎的環境整備の内容
① 職員の資質向上のための研修会の開催
② 施設設備の整備
③ 読書支援機器
④ 障害者サービス用資料
⑤ サービス
⑥ アクセシブルな図書館ホームページ・広報等
⑦ 規則・ルールの修正

１０．郵便法

（１）点字郵便物、特定録音物等郵便物：点字は誰でも送れる、録音は指定を受けた施設のみ
第三種・第四種郵便物（日本郵便）
https://www.post.japanpost.jp/service/send/domestic/mail/three-four/
特定録音物等郵便物を発受することができる施設（日本郵便）
https://www.post.japanpost.jp/service/send/domestic/mail/letter/facility.html
様式４９　特定録音物等郵便物発受施設指定請求書（内国郵便約款第１７７条関係）
https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/about/disclosure/yakkan/7-1.pdf
（２）図書館用ゆうメール（心身障害者用ゆうメール）：図書館と障がいのある方との間で図書を閲覧するために発受することができるサービス（届け出制）
https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/service/yu-pack/goriyou_annai.pdf
様式８　心身障害者用ゆうメール利用（　　）届（心身障害者用ゆうメール運賃料金表Ⅱの１関係）
https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/about/disclosure/yakkan/7-4.pdf
（３）聴覚障がい者用ゆうパック：字幕入り・手話入りの映像資料を指定施設から聴覚障害者に送付することができるサービス（届け出制）

聴覚障がい者用ゆうパック（日本郵便）
https://www.post.japanpost.jp/service/send/domestic/delivery/yu-pack/disability/
日本郵便株式会社が指定した聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便）
https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/service/send/domestic/delivery/yu-pack/disablity/ichiran.pdf
様式４　聴覚障害者用ゆうパック発受施設指定請求書（聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表Ⅱ関係）
https://www.post.japanpost.jp/assets/docs/about/disclosure/yakkan/7-4.pdf

１１．著作権法（視覚障害者等のための複製　第三十七条）（詳しくは別の講義で）

（１）点字図書：誰が作ってもよい。誰が提供してもよい。
（２）録音図書、マルチメディア DAISY、テキストデータなど：1）障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、2）文化庁長官が個別に指定する者、3）視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しないボランティア団体等を含む）で要件を満たす者
・視覚障害者等のための複製・公衆送信が認められる者について（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html
・視覚障害者等のための複製・公衆送信が認められる者の一覧（一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会）
https://sartras.or.jp/dai37jyo/
（３）図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン（日本図書館協会など 5 団体）：著作権法第 37 条第 3 項に規定される権利制限に基づいて、「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製・譲渡・公衆送信を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことを目的とするもの。
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/fukusei_guideline/
（４）著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト（日本図書館協会）：出版されている場合は購入や相互貸借により提供（新たに製作はできない）
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/tadashigaki_list/

１２．視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sanka/bunka_00003.html

（１）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）」が令

和元年 6 月 28 日に公布・施行

① 視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
② 障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

（２）国・地方公共団体の責務（４条・５条）

① 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
② 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

（３）基本的施策（９条～17 条）

① 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（９条）
② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10 条）
③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11 条）
④ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12 条）
⑤ 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13 条）
⑥ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援（14 条）
⑦ 情報通信技術の習得支援（15 条）
⑧ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16 条）
⑨ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17 条）

１３．視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

（読書バリアフリー基本計画）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html

読書バリアフリー法（7 条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定。関係者による「協議の場」（18 条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
第一期の対象期間：令和２～令和６年度の５年間
第二期の対象期間：令和７～令和 11 年度の５年間

【基本的な方針】

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第 37 条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネ

ットワークの充実に努める。
・生成 AI 等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮
・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

【施策の方向性】

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（９条関係）
・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
・視覚障害等のある教職員への支援
・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10 条関係）
・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
・会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11 条関係）
・サピエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
・特定書籍・特定電子書籍等（=著作権法第 37 条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12 条関係）
・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13 条関係）
・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ＩＣＴの習得支援（14 条・15 条関係）
・点字図書館等とＩＣＴサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援

・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のＩＣＴを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16 条関係）
・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17 条関係）
・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

【基本的施策に関する指標】
・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

１４．日本図書館協会障害者サービス委員会の二つの文書

（１）地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/sakutei_shishin/

はじめに
第１章　読書バリアフリー計画策定の考え方
1　読書バリアフリー法の特徴と計画策定の意義
2　読書バリアフリー計画策定で注意してほしいこと
3　読書バリアフリー計画を策定するための体制
第２章　読書バリアフリー計画の内容
1　概要
2　具体的施策
3　指標，数値目標
4　読書バリアフリー計画の今後
5　「読書バリアフリー計画の用語集」の作成
6　参考資料（例）
補足　市区町村が読書バリアフリー計画を策定する場合の留意点
第３章　読書バリアフリー計画の周知，普及
1　対象
2　周知方法
3　配慮すべきこと
指針　用語解説

（２）図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート　公共図書館編
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/hyouka_sheet/

はじめに：本評価シートについて
(1)図書館の区分
(2)評価のランク分け
1　職員体制
2　予算
3　職員の研修
4　指定・届け出・会員登録
5　利用登録
6　設備・サイン（館内表示）
7　読書支援，コミュニケーションを支援する機器
8　所蔵資料
9　資料製作
10　実施しているサービス
11　ＰＲ，利用案内，目録
12　催し物，集会活動
13　障害者サービスに関わる図書館協力者，ボランティア
14　都道府県立図書館の障害者サービスに関する市区町村支援
15　公共図書館相互ならびに他館種，他機関との連携
評価シート　用語解説

１５．具体的な障害者サービス

① 障害者サービス資料の購入と受入
② 障害者サービス資料の製作
③ 対面朗読（対面読書）
④ 相互貸借
⑤ 閲覧（読書支援機器、障害者サービス用資料）
⑥ 資料の貸出（来館・郵送・宅配・代理など）
⑦ 資料の媒体変換（点字印刷・カセットから DAISY に変換・SD カードでの提供など）
⑧ 墨字・点字・録音図書、字幕入り・手話入り資料、ＬＬブック、大活字本などの情報提供（新刊案内、紙版のリスト作成、ホームページでの公開など）
⑨ レファレンス（調査相談）
⑩ 点訳者・朗読協力者・媒体変換者など図書館協力者への支援
⑪ 障害者資料展、バリアフリー映画会などの開催
⑫ 世界人権デー（日本では人権週間）、国際障害者デー（日本では障害者週間）、世界自閉症啓発デーなどでの障害理解に関するイベントの開催
⑬ 障害者個人や障害者団体、支援学校などを対象とした図書館見学ツアー・ガイドツアーの開催
⑭ 手話や点字に関するイベント
⑮ 障害者を対象とした IT 講習会や機器利用支援（蔵書検索・サピエ・みなサーチ・オンラインデータベースなど）
⑯ 施設入所者へのサービス、入院患者へのサービス
⑰ アクセシブルな図書館ホームページ・広報等
⑱ アクセシブルな電子書籍の配信サービス
⑲ 大学図書館は学生支援室と連携した、テキストデータなどの障害者用データの作成と

国立国会図書館への提供
⑳ その他

１６．障害者サービスの広報・PR

① 利用案内の作成（墨字・拡大文字・点字・カセットテープ・DAISY・テキストデータ・音声コードつき（SP コード・Uni-Voice コード）・手話や字幕入り・LL 版など）
② 図書館ホームページへの案内掲載
③ 障害者対象の図書館見学
④ 障害者対象の雑誌や会報誌への情報掲載
⑤ 自治体広報誌への案内掲載
⑥ 障害者団体や支援学校に出向いての PR
⑦ その他

１７．最近の動き

（１）地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について- 共生社会のマナビ・障害者の生涯学習推進ポータルサイト（文部科学省）
https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-local/

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況概要
調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計 129、回答率 100%）
調査時点：令和 8 年 2 月 1 日現在

１．計画の策定状況
※全体の 72%が策定済み、策定作業・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
既に策定済み	42	9	20	71
現在策定作業中	4	1	2	7
策定に向けて検討中	1	7	7	15
策定する予定なし（未定も含む）	0	3	33	36

２．策定時期

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
令和 3 年度以前	9	2	6	17
令和 4 年度	6	1	3	10
令和 5 年度	21	2	9	32
令和 6 年度	5	5	2	12
令和 7 年度	4	1	1	6

令和 8 年度	2	2	3	7
令和 9 年度以降	1	3	3	7
未定	0	2	2	4

３．計画の位置づけ

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
単独の計画として策定	14	3	4	21
障害者政策の計画の一部に位置づけ	25	8	16	49
その他の計画の一部に位置づけ	8	5	8	21
未定	1	2	1	4

４．都道府県における計画策定事例

（Ａ）読書バリアフリー計画単独で策定

千葉県読書バリアフリー推進計画
滋賀県読書バリアフリー計画
大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画
和歌山県読書バリアフリー推進計画
鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画
岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
徳島県読書バリアフリー推進計画
高知県読書バリアフリー計画
福岡県読書バリアフリー推進計画
佐賀県読書バリアフリー推進計画
長崎県読書バリアフリー推進計画
第二期熊本県読書バリアフリー推進計画
鹿児島県読書バリアフリー計画
沖縄県読書バリアフリー計画　－沖縄県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画ー

（Ｂ）他計画に読書バリアフリー計画を位置付け

第１期ほっかいどう障がい福祉プラン
第 4 次青森県障害者計画
岩手県障がい者プラン
宮城県第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
第４次秋田県読書活動推進基本計画
第 6 次山形県障がい者計画
第 5 次福島県障がい者計画
栃木県読書活動推進計画
群馬県読書活動推進計画（第２次）

第７期埼玉県障害者支援計画
東京都障害者・障害児施策推進計画
東京都子供読書活動推進計画
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画
新潟県障害者計画
富山県障害者計画（第５次）
いしかわ障害者プラン 2024
第７次福井県障がい者福祉計画
やまなし障害児・障害者プラン 2024（山梨県読書バリアフリー計画）
長野県障がい者プラン 2024
岐阜県障がい者総合支援プラン
静岡県読書バリアフリーの推進に関する計画（第６次静岡県障害者計画に位置づけ）
あいち障害者福祉プラン 2021-2026
みえ障がい者共生社会づくりプラン
京都府障害者・障害児総合計画
ひょうご障害者福祉計画
奈良県障害者計画
島根県障がい者基本計画
第５次広島県障害者プラン
やまぐち障害者いきいきプラン
山口県子ども読書活動推進計画
愛媛県障がい者プラン 〔愛媛県障がい者計画（第６次）、愛媛県障がい福祉計画（第７期）、愛媛県障がい児福祉計画（第３期）〕
大分県障がい者計画（第２期）
宮崎県生涯読書活動推進計画

（２）誰もが読書をできる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～（啓発用リーフレット）（文部科学省、厚生労働省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html
障害者の方やその御家族の方に公立図書館や点字図書館等でどのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうためのリーフレット

（３）「読書バリアフリー環境に向けた電子書籍市場の拡大等に関する調査」に関する報告書（経済産業省）
「令和５年度電子書籍市場の拡大等に関する調査」に関する報告書及び「出版者からの電磁的記録の提供」に係る事務連絡を公表しました
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2024dokubarireport.html

「令和６年度アクセシブルな電子書籍市場等の拡大等に関する調査」の報告書を公開しました
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2025dokubarireport.html

「令和７年度アクセシブルな EPUB 制作のためのガイドブック」を公開しました
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2026/0423/26042303.html
アクセシブルな電子書籍の制作を実務面から推進するための報告書及び「アクセシブルな EPUB 制作のためのガイドブック」及び「アクセシブルな出版書籍市場の環境整備に関する調査」の報告書

（４）視覚障害者等を対象にした読書及び情報行動に関するアンケート調査（国立国会図書館）
https://www.ndl.go.jp/library/supportvisual/questionnaire2021
ＩＣＴ技術を持たない者及び若年層を含む視覚障害者等の読書ニーズについて、障害者団体を対象とする調査を、2021 年 9 月 23 日から同年 10 月 29 日まで国立国会図書館が実施した。

（５）図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和 3 年度報告書（国立国会図書館）
https://www.ndl.go.jp/support/report2021
令和 3 年度に開催した「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」において報告した内容を基に、アクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスの図書館への導入の推進に当たっての課題や今後検討を進める上で踏まえるべき事項を整理した。

（６）電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0（国立国会図書館）
https://www.ndl.go.jp/support/guideline
ガイドライン 1.0 では、商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービスを視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理することを目的としている。その際、スクリーンリーダーを用いた操作を可能とし、また提供される電子書籍の音声読み上げを可能とするためのアクセシビリティに係る要件を中心に位置づけている。
2025 年 5 月に公開された、ガイドライン 2.0 では、ガイドライン 1.0 において中心とした音声読み上げに加えて、色反転、フォントの指定、字間・行間の調整、縦書き・横書きの切替えをアクセシビリティ機能として追加し、それらに関するアクセシビリティ要件を「6. 対応方法」に記載した。

（７）全国公共図書館協議会→調査研究報告書
https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/index.html
公立図書館における読書バリアフリーに関する報告書（2022 年度）
公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書（2021 年度）
を掲載

（８）点字図書館等におけるアクセシブルな書籍等の提供体制及び製作状況に関する調査研究事業 報告書（全国視覚障害者情報提供施設協会（全視情協））
https://www.naiiv.net/zensijokyo/accessible_report/
図書館や団体を対象として、アクセシブルな図書製作と提供、ボランティア活動やＩＣ

Ｔ機器の利用支援の現状を調査した報告書

（９）学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム

https://accessreading.org/conso/

障害のある児童生徒の読書活動が充実した世の中を目指し、その手順や事例や質問などをまとめたページ

（１０）生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究～障害者の学びの場における情報保障についての実態調査～（令和７年度実施調査）（文部科学省）

https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/investigation/reading-barrier-free-investigation_r7/

・公立図書館等における障害者サービスに関する実態調査

公立図書館および大学・高等専門学校附属図書館における障害者サービスに係る体制整備等の現状の把握・分析を目的に、提供する障害者サービス内容・実績・体制、アクセシブルな書籍等の製作の仕組み・実績について、アンケートによる調査を行いました。

（有効回答数：公立図書館 1,229 館、大学・高等専門学校附属図書館 693 館）

・特定書籍等製作に係るデータ提供に関する実証調査

アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作において、公立図書館等（本実証調査に参加する図書館）が出版者に電子データの提供依頼を行い、出版者から電子データの提供を受けるまでの一連のスキームを実証し、電子データ提供における課題や、特定書籍等の製作者における代表窓口の必要性の有無、役割等の整理や好事例の収集を行いました。

（１１）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会

（第 16 回）

配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00024.html

日時：令和８年９月７日（月曜日）17 時 00 分～19 時 00 分

1. 省庁における「これまでの取組成果・達成状況、今後の取組・目標」について
2. 令和７年度実態調査結果・令和８年度実態調査の方向性について
3. 特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループについて
4. その他

（１２）JPO（一般社団法人日本出版インフラセンター）内に、アクセシブルブックス・サポートセンターを発足

https://jpo.or.jp/

2023 年４月から、アクセシブルブックス・サポートセンター（ABSC）準備会を正式に ABSC として発足。

本の検索サイト「Books」に電子書籍の TTS 対応情報並びにオーディオブックの情報を掲載し、視覚障害者も利用可能なアクセシブルなページとした。

https://www.books.or.jp/

2024 年４月に日本出版インフラセンター（JPO）、アクセシブル・ブックス・サポートセンター（ABSC）専用サイトを公開

ABSC 専用サイト開設のお知らせ（JPO 一般社団法人日本出版インフラセンター）

https://jpo.or.jp/topics/2024/04/240401.html
ABSC（Accessible Books Support Center）
https://absc.jp/

（１３）文部科学省・厚生労働省・経済産業省連携による「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方について」実証実験
https://www.mext.go.jp/content/20250731-mxt_kyousei01-000044063_5.pdf
https://absc.jp/experiment2026/
① （読書困難者から特定書籍等の製作依頼を受領）
② 読書困難者から依頼のあった書籍も含め、公共図書館・点字図書館等において特定書籍等を製作することとした書籍の電子データについて、実施主体（製作者）を経由して ABSC に提供を依頼
※ 公共図書館については、特定書籍等製作者が実施主体（製作者）の役割を兼ねる方法で実証
③ ABSC は提供依頼のあった書籍の電子データの有無を当該書籍を出版する出版者に確認をするとともに、電子データ提供を依頼
④ 出版者から ABSC・実施主体（製作者）を経由して、公共図書館・点字図書館等に電子データを提供出版者から ABSC・実施主体（製作者）を経由して、公共図書館・点字図書館等に電子データを提供
※ 提供できなければ、提供できないことを回答
⑤ 公共図書館・点字図書館等は特定書籍等を製作し、読書困難者に提供

１８．障害者サービスを学ぶための基本資料

（１）『図書館利用に障害のある人々へのサービス　補訂版』　上巻（利用者・資料・サービス編）　下巻（先進事例・制度・法規編）（JLA 図書館実践シリーズ　37,38）　日本図書館協会障害者サービス委員会／編　日本図書館協会　2021.12　上 978-4-8204-2107-8, 下 978-4-8204-2108-5
（２）『図書館利用に障害のある人々へのサービス　補訂版　アクセシブルな EPUB 版』（電子書籍版）（上下巻合本）　（JLA 図書館実践シリーズ　37,38）　ダウンロード版, メディア版　日本図書館協会障害者サービス委員会／編　日本図書館協会　ダウンロード版 2022.8, メディア版 2022.5　978-4-8204-2203-7
（３）『障害者サービスと著作権法　第 2 版』　（JLA 図書館実践シリーズ　26）　日本図書館協会障害者サービス委員会，著作権委員会／編　日本図書館協会　2021.1　978-4-8204-2006-4
（４）『障害者サービスと著作権法　第 2 版　アクセシブルな EPUB 版（メディア版）』　（JLA 図書館実践シリーズ　26）　日本図書館協会障害者サービス委員会，著作権委員会／編　日本図書館協会　2021.5　978-4-8204-2102-3
（５）『読書バリアフリーサポート入門　誰もが読書を楽しめる社会へ』　成松一郎 野口武悟／著　読書工房　2025.4　978-4-86807-221-8
（６）『読書バリアフリーの世界　大活字本と電子書籍の普及と活用』　野口武悟／著　三和書籍　2023.7　978-4-86251-509-4
（７）『1 からわかる図書館の障害者サービス 誰もが使える図書館を目指して』　佐藤聖一／著　学文社　2015.2　978-4-7620-2521-1
（８）日本図書館協会障害者サービス委員会ホームページ

https://www.jla.or.jp/committees/shousa/

（９）Facebook グループ「図書館の障害者サービス」
https://www.facebook.com/groups/912433715518697/

別紙資料（各自でサイトを参照してください）

別紙１：図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言
https://www.jla.or.jp/opinion/2015-12-18/

別紙２：図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/sabekai_guideline/

別紙３：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/09/19/1421444_1.pdf

別紙４：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る基本的な計画
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html

別紙５：図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/fukusei_guideline/

別紙６：著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/tadashigaki_list/

別紙７：地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/sakutei_shishin/

別紙８：図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）評価シート　公共図書館編
https://www.jla.or.jp/committees/shousa/hyouka_sheet/

杉田　正幸（すぎた　まさゆき）
国立国会図書館利用者サービス部サービス運営課総合案内係
関西館図書館協力課障害者図書館協力係
日本図書館協会障害者サービス委員会委員長
日本図書館協会認定司書第 1138 号
E-mail:m-sugita@ndl.go.jp